

官報

号外 昭和三十三年三月二十日

○第二十八回 衆議院会議録 第十八号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

議事日程 第十六号

昭和三十三年三月二十日

午後一時開議

第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

内政省設置法案(第二十四回国会内閣提出)及び内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(第二十四回国会内閣提出)撤回の件

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業制度調査会設置法案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出)

放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

農林漁業団体職員共済組合法案(内閣提出)

放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

日本育英会法(昭和十九年法律第30号)の一部を次のように改正する法律案(内閣提出)

同条を第十六条ノ四とする。

前二項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ第十六条ノニニ規定スル特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ其ノ貸与金中同条ニ規定スル一般貸与ニ依ル学資ノ貸与ヲ受ケタルモノト仮定シタル場合ニ於ケル貸与金ノ額ニ相当スル額ヲ返還シタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ残額ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

「第十六条ノ二第一項中「前条」を「第十六条ノ二第一項中「前条」をノ三」とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

「〔異議なし」と呼ぶ者あり

○謹長(益谷秀次君) 諸君よりお詫びいたします。

内閣から内政省設置法案及び内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の両案を撤回したいとの申し出があります。これを承諾するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○謹長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、撤回を承諾するに決しました。

日程第一 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○謹長(益谷秀次君) 日程第一、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長山下榮二君。

日本育英会法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年二月二十一日
内閣総理大臣 岸 信介

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

同条を第十六条ノ三に次の一項を加え、

「日本育英会法(昭和十九年法律第30号)の一部を次のように改正する法律案(内閣提出)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

第十六条ノ三に次の一項を加え、

「日本育英会法(昭和十九年法律第30号)の一部を次のように改正する法律案(内閣提出)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

济的理由ニ因リ著シク修学困難ナシ之ヲ行フモノトス

一般貸与及特別貸与ニ依ル学資ノ貸与ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十六条ノ二第三項中「第十六条ノ三」を「第十六条ノ四」に改め

第一条
内閣総理大臣 岸 信介

日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

同条を第十六条ノ三に次の一項を加え、

「日本育英会法(昭和十九年法律第30号)の一部を次のように改正する法律案(内閣提出)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

第十六条ノ三に次の一項を加え、

「日本育英会法(昭和十九年法律第30号)の一部を次のように改正する法律案(内閣提出)

第三節 障害給付（第三十九条）	第一条 第四十五条
第四節 遺族給付（第四十六条）	第二条 第五十二条
第五章 福祉事業（第五十三条）	第三条 第五十三条
第六章 審査会（第六十三条）	第四条 第六十三条
第七章 会計（第六十八条）	第五条 第六十二条
第八章 監督（第七十二条）	第六条 第七十二条
第九章 雑則（第七十六条）	第七条 第七十六条
第十章 賄則（第八十条）	第八条 第八十一条
附則（第一條 第十四条）	第九条 第十四条

第一章 総則	第一条 第七十七条
第二条 農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）は、法人とする。	第二条 第七十七条
（法人格）	第三条 第七十七条
（目的）	第四条 第七十七条
第一条 農林漁業団体職員共済組合は、次に掲げる法律に基き設立さ	第五条 第七十七条
れた法人（以下「農林漁業団体」といふ。）の職員の相互扶助事業を行	第六条 第七十七条
い、その福利厚生を図り、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営	第七条 第七十七条
に資することを目的とする。	第八条 第七十七条
一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十九号）	第九条 第七十七条
三 水産業協同組合法（昭和二十一年法律第二百三十二号）	第十条 第七十七条
二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	第十一條 第七十七条
四 農業災害補償法（昭和二十二年法律第二百八十五号）	第十二條 第七十七条
五 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	第十三條 第七十七条

六 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）	第五条 第七十七条
七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	第六条 第七十七条
八 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）	第七条 第七十七条
九 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	第八条 第七十七条
（昭和二十六年法律第八十九号）	第九条 第七十七条
（法人格）	第十条 第七十七条
（目的）	第十一條 第七十七条
第一条 農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）は、法人とす	第十二條 第七十七条
する。	第十三條 第七十七条
（名称）	第十四條 第七十七条
（事務所）	第十五條 第七十七条
（京都に置く。）	第十六條 第七十七条
（組合は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。）	第十七條 第七十七条
（定款）	第十八條 第七十七条
（第四条 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。）	第十九條 第七十七条
（名称）	第二十条 第七十七条
（二 事務所の所在地）	第二十一条 第七十七条
（三 組合会議員の定数及び選挙の方法並びに組合会の招集及び議事の手続に関する事項）	第二十二条 第七十七条
（四 理事の定数、役員の選挙の方	第二十三条 第七十七条
法その他役員に関する事項）	第二十四条 第七十七条
（五 組合員及び任意組織組合員に關する事項）	第二十五条 第七十七条
（六 捐金に關する事項）	第二十六条 第七十七条
（七 告白に關する事項）	第二十七条 第七十七条
（八 資産の管理その他財務に關する事項）	第二十八条 第七十七条
（九 公告に關する事項）	第二十九條 第七十七条

（組合の権限）	第一条 第七十七条
（第八条 次に掲げる事項は、組合会	第二条 第七十七条
（の議決を経なければならない。）	第三条 第七十七条
（7 議長は、組合会の会議を總理する。）	第四条 第七十七条
（6 組合員から選挙された組合会議員は、組合員の資格を失つたときは、当然組合会議員の職を失う。）	第五条 第七十七条
（5 組合員から選挙された組合会議員は、組合員の職を失つたときは、当然組合会議員の職を失う。）	第六条 第七十七条
（4 任期は、前任者の残任期間とする。）	第七条 第七十七条
（3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の殘任期間とする。）	第八条 第七十七条
（2 役員は、定数で定めるところにより、組合会議員が組合会において選挙する。）	第九条 第七十七条
（1 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の殘任期間とする。）	第十条 第七十七条

（業務方法書）	第一条 第七十七条
（第十二条 この法律において「給与」とは、給料、俸給、賃金、手当、賞与その他のいかなる名稱であるかを問わず、勤務の対價として受け取るすべてのものをいう。ただし、臨時に受け取るもの及び三月をこえる期間ごとに受け取るものも含まない。）	第二条 第七十七条
（第十三条 障害給付及び遺族給付に	第三条 第七十七条
（非課税）	第四条 第七十七条

ついては、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第二章 組合員

(組合員)

第十四条 農林漁業団体又は組合(以下「農林漁業団体等」という。)に使用される者(役員を含む。以下同じ。)で農林漁業団体等から給与を受けるもの(以下「職員」という。)は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

一、當時勤務に服しない者
二、臨時に使用される者で次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合(役員に就任した場合を含む。)を除く。
イ、日雇い入れられる者
ロ、二月以内の期間を定めて使用者に於ける者

三、船員保険の被保険者(船員保險法(昭和十四年法律第七十三条)第二十条の規定による被保険者を除く。)
四、休職又は停職の処分を受けた職員は、前項の規定の適用について、常時勤務に服する者とみなす。

(組合員の資格の喪失)
第十五条 職員は、その職員となつた日(前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日)から、組合員の資格を取得する。

第十六条 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に關する事項を組合に届け出なければならない。

2、組合員は、組合員であつた者又はその遺族は、組合に対し、いつでも、組合員の資格の取得又は喪失について、その確認を請求することができる。

3、第一項の規定による確認の請求があつたときは、組合は、遅滞なく、これを審査し、その結果を當該届出をした農林漁業団体又は確認の請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に通知しなければならない。

4、農林漁業団体は、第一項の規定による届出につき前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに、これを當該届出に係る職員、職員であつた者又はその遺族に通知しなければならない。

2、組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日から、組合員の資格を喪失する。

一、死亡したとき。

二、退職(免職及び失職を含む。以下同じ。)をしたとき(退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。)

三、前条第一項各号に掲げる者となつたとき。

四、給与を受けなくなつたとき。

(組合員資格の喪失届出等)

第十七条 組合員であつた期間が十五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは、組合に申し出て、任意継続組合員となることができる。

2、前項の届出は、その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月から起算して三月以内にしなければならない。

ただし、組合は、正当な事由があると認めるときは、この期間を経過した後の届出であつても、受理することができる。

3、第一項の届出をした者は、組合がその届出を受理したときは、最後に組合員の資格を喪失した日にさかのばつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

4、任意継続組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日(第三号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その日)から、任意継続組合員の資格を喪失する。

二、組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間(次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間を除く。)が二十年に達したとき。

三、組合員の資格を取得したとき。

四、任意継続組合員の資格の喪失を申し出たとき。

一項の規定による指定の期限までに、その掛金を納付しなかつたとき。

(組合員又は任意継続組合員であつた期間)

第十八条 組合員又は任意継続組合員であつた期間は、その資格を取得した日の属する月から起算して、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2、組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

3、組合員がその資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、すべて合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の給付の額の計算の基礎となるべき期間の計算については、この限りでない。

4、掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該掛けられた組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出によるところにより、次に掲げる給付を行ふ。

(組合の給付)

第十九条 組合は、この法律で定めるところにより、次に掲げる給付を行ふ。

1、退職給付

2、障害給付

3、遺族給付

(標準給与)

第二十条 標準給与の等級及び月額

は、組合員の給与月額に基き次の区分により定める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額
第一級	三,000円	三,500円未満
第二級	四,000円	三,500円以上 四,500円未満
第三級	五,000円	四五,000円以上 五,500円未満
第四級	六,000円	五六,000円以上 六,500円未満
第五級	七,000円	六,500円以上 七,500円未満
第六級	八,000円	七,500円以上 八,500円未満
第七級	九,000円	八,500円以上 九,500円未満

4、掛けられた組合員であつた期間は、当該掛けられた組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出によるところにより、次に掲げる給付を行ふ。

4、掛けられた組合員であつた期間は、当該掛けられた組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による届出によるところにより、次に掲げる給付を行ふ。

2 農林漁業団体は、農省令で定めるところにより、その組合員である職員の給与に関する事項を組合に届け出なければならない。

3 組合は、組合員が毎年八月一日となつた者及び第七項の規定により現に使用される農林漁業団体等において同日前三月間(当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満ないときは、その月を除く。)に受けた給与の総額をその期

第一級	10,000円	九千五百円以上	二万円未満
第二級	11,000円	一万円以上	二万円未満
第三級	12,000円	一万五千円以上	二万円未満
第四級	13,000円	一万六千円以上	二万円未満
第五級	14,000円	一万七千円以上	二万円未満
第六級	15,000円	一万八千円以上	二万円未満
第七級	16,000円	一万九千円以上	二万円未満
第八級	17,000円	二万円以上	二万円未満
第九級	18,000円	二万一千円以上	二万円未満
第十級	19,000円	二万二千円以上	二万円未満
第十一級	20,000円	二万三千円以上	二万円未満
第十二級	21,000円	二万四千円以上	二万円未満
第十三級	22,000円	二万五千円以上	二万円未満
第十四級	23,000円	二万六千円以上	二万円未満
第十五級	24,000円	二万七千円以上	二万円未満
第十六級	25,000円	二万八千円以上	二万円未満
第十七級	26,000円	二万九千円以上	二万円未満
第十八級	27,000円	三万円以上	三万円未満
第十九級	28,000円	三万一千円以上	三万円未満
第二十級	29,000円	三万二千円以上	三万円未満
第二十一級	30,000円	三万三千円以上	三万円未満
第二十二級	31,000円	三万四千円以上	三万円未満
第二十三級	32,000円	三万五千円以上	三万円未満
第二十四級	33,000円	三万六千円以上	三万円未満
第二十五級	34,000円	三万七千円以上	三万円未満

5 組合は、組合員の資格を取得した者があるとき、又は組合員たる一の農林漁業団体等の職員が引き続き組合員たる他の農林漁業団体等の職員となつたときは、その資格を取得した日又はその職員となつた日の現在により標準給与を定める。この場合において、日、週の給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。

6 前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した日又は職員となつた日の属する月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得し、又は職員となつた者については、翌年の九月)までの各月の標準給与とする。

7 組合は、第三項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について、当該農林漁業団体等において継続した三月間(各月とも給与の支払の基礎となつた日数が二十日以上でなければならぬ。)に受けた給与の総額を三月とも給与の支払の基礎となる組合員に係るその年については、この限りでない。

8 前項本文の規定によつて定められた標準給与の基礎となつた給与月額と標準給与の月額との三十分の一に相当する額とする。

9 第二十一条 平均標準給与の月額は、最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の五年間の各月における標準給与の月額の合算額の六十分の一に相当する額とし、平均標準給与の月額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。

10 前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)の全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額よりも少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。

11 第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者(届出をしない者が実事上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、組合員又は組合員であつた者の死亡当时十八歳未満の子又は孫にあつては、婚姻(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情にあつては、孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当时

12 農林漁業団体は、農省令で定めるところにより、その組合員である職員の給与に関する事項を組合に届け出なければならない。

13 組合は、組合員が毎年八月一日となつた者及び第七項の規定により現に使用される農林漁業団体等において同日前三月間(当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日未満ないときは、その月を除く。)に受けた給与の総額をその期

14 前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月か

ら引き継ぎ不具魔疾で生活資料を得るみちがない場合に限る。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた者が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

(遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲)

第二十五条 遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者

二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の収入によつて生計を維持していた者

(遺族給付を受けるべき遺族の順位)

第一項の順位は、次に掲げるとおりとする。

一 遺族年金を受ける者の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序

二 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、

同条第二号又は第四号に規定する者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

2 前項の場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

(同順位者が二人以上あるときの給付)

第二十七条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その給付は、その人數によつて等分して支給する。

2 前項の規定により年金である給付を等分して受けたる同順位者のうちにその権利を失つた者があるときは、残りの同順位者の人數によつてその年金を等分して支給する。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第二十八条 退職給付又は障害給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものがあるときは、第二十四条から前条までの規定に準じて、これをその者の遺族に支給する。

(遺族給付を受けるべき遺族の順位)

第一項の順位は、次に掲げるとおりとする。

一 遺族年金を受ける者の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序

二 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条各号の順序。ただし、

年金保險若しくは船員保險の被保険者又は國家公務員共済組合、専売共済組合、國鐵共済組合、日本電信電話公社共済組合、市町村職員共済組合若しくは私立學校教職員共済組合の組合員となつたものが、厚生年金保險法(昭和二十九年法律百五十五号)若しくは船員保險法に基く給付又はこれらの共済組合からの給付(以下この条において「厚生年金等の給付」という)。

第三十二条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から五年間行わないときは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定によつて給付の支給を停止する期間は、進行しない。

3 前項に規定するもののほか、第一項の時効の中斷、停止その他の事項については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。

(給付の制限)

第三十条 遺族給付は、組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者を故意に死亡させた者は、支給しない。組合員、組合員であつた者又は遺族給付を受ける権利を有する者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族二号に該当しないもの

(遺族給付を受けるべき遺族の順位)

第一項の順位は、次に掲げるとおりとする。

一 遺族年金を受ける者の順位

二 遺族一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十五条 偽りその他不正の行為を行わないことができる。
組合は、その者から、その者により給付金を受けた者があるときは、組合に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

第二節 退職給付

(退職年金)

第三十六条 組合員であつた期間が第十五条第二項第二号、第三号若しくは第四号に規定する事由(以下「生存脱退事由」と総称する)に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第二号に規定する事

由に該当してその資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで、退職年金を支給する。ただし、その者が五十五歳に達するまで、又はその者が障害年金の給付を受けている間は、その支給を停止する。

2 退職年金の年額は、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)二十年以上二十一

年未満に対し平均標準給与の月額の四月分に相当する額とし、その期間二十年以上一年を増すごとに

その一年につき平均標準給与の四月分に相当する額を加算する。

(損害賠償の請求権)

第三十四条 組合は、第三者の行為によつて発生した給付事由に基いて給付をしたときは、その給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対する有する

前項の規定にかかる退職年金の額又は障害一時金の額を基準とし

あつたものとみなして算定した額に、組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)以上一年を増すことにその一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の日額の三百分に相当する額を、二十年以上については二十年以上二十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の日額の三百分に相当する額を、二十年以上については

二十年以上一年を増すこととにその一年につき当該平均標準給与の日額の四日分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。

第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者が当該病について労働基準法(昭和二十二年法律第十九号)第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十九条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の麻痺の状態にあり、組合員の資格の喪失等がある場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の麻痺の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。ただし、次の各号の一に該当する者には、支給しない。

一 退職年金を受ける権利を有する者

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、又は負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の麻痺の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。ただし、次の各号の一に該当するときは、その者に障害一時金を支給する。

二 当該傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受ける権利を有する者

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十六条 組合員であつた期間が二十年以上である組合員若しくは任

あつた退職一時金の額と平均標準給与の月額の十月分に相当する額とを合算した額(その合算した額が平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額を支給する。

(障害一時金)

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、又は負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の麻痺の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

二 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が、退職年金の額を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上である者があるとき、同順位者が死亡したことによりその

年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上である者があるとき、同順位者が死亡したときは、その者の遺族に遺産一時金を支給する。

(遺族一時金)

第四十七条 遺族年金の年額は、次のように区分による額とする。

一 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が、退職

年金の支給を受けないで死亡したときは、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上である者があるとき、同順位者が死亡したときは、その者の遺族に遺産一時金を支給する。

二 退職年金の額は、平均標準給与の月額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第四十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくして後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したときは、

(遺族年金の支給)

第四十九条 遺族年金を受ける権利を有する者が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されたくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。)

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているもの(第五十一条において同様に規定するべきであつた退職年金の額が二十年未満である者が組合員又は任意継続組合員の者が組合員を喪失した際受けるべきの資格を喪失した際受けるべき

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたとき、次順位者から申請があつたときに、次順位者に支給する。

(遺族一時金)

第五十条 組合員であつた期間が六年以上十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺産一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、平均標準給与の月額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族が二十年以上ある者が退職年金の支給を受けている者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上ある者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上ある者が退職年金の支給を受けないで死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

四 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者に限つたとき。

五 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その事情がなくなつたとき。

六 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

七 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上である者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

八 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

九 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十一 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十二 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十三 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十四 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十五 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十六 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十七 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十八 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

十九 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十一 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十二 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十三 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十四 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十五 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十六 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十七 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十八 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二十九 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三十 不具廢疾で生活資料を得るみなしの者につき、その者が支給を受けたべきであつた退職年金の額が二十年以上ある者で障害年金の支給を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

金を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。)が死亡したとき。

五 組合員であつた期間(任意組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(障害年金を受ける者を除く。)が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

六 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後当該年金を受けるべき遺族がないとき。

第五十二条 年金者遺族一時金の額は、次の区分による額とする。

一 前条第一号に該当する場合には、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分六年分に満たないときは、その差額。

二 前条第一号に該当する場合においては、その者が受けるべきであった退職年金の額の六年分においては、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額。

三 前条第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、その者に係る第四十七条第三号の退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額。

四 前条第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、平均標準給与の日額に組合員であつた期間(任意組合員であつた期間を含む。)が死亡したとき。

五 組合員であつた期間(任意組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(障害年金を受ける者を除く。)が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

とを合算した額(その合算した額が平均標準給与の月額の二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給与の月額の十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額。

五 前条第五号に該当する場合においては、その者が死亡したときに、もし生存脱退事由又は第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当して組合員又は任意継続組合員の資格を喪失したとすれば受けるべきであつた退職一時金の額。

六 前条第六号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、障害年金及び遺族年金の総額が、その組合員であつた者が受けっていた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の額の六年分(組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む。)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したことにより遺族年金の支給を受けていた場合にあつては、前号に規定する退職一時金の額)に満たないときは、その差額。

四 福祉事業

(福祉事業)

第五十三条 組合は、前章に規定する給付を行はば、組合員(任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。)の福利を増進するため、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営

二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の臨時の支出に対する貸付

四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するために必要な事業

第五章 掛金及び国の補助

(掛金)

第五十四条 組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛け金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛け金との割合は、組合員と任意継続組合員ごとに、政令で定める範囲内において、定額で定める。

3 掛金を計算するにあたり、掛け金に一円に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てられる。

(掛け金の負担)

第五十五条 組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛け金を折半して負担する。

2 任意継続組合員は、前条の規定による掛け金の全額を負担する。

(掛け金の納付義務及び給与からの控除等)

第五十六条 農林漁業団体は、自己及びその使用する組合員の負担する毎月の掛け金を、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

2 任意継続組合員は、第十七条第二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛け金を、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

二 二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛け金を、翌月の末日までに組合に納付する義務を負う。

3 農林漁業団体等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛け金(組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛け金)に相当する金額を控除することができる。

4 農林漁業団体は、組合員が組合に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがある場合において、組合から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代り組合に支払わなければならない。

5 組合は、その使用する組合員が組合に対して支払うべき第五十三条第三号の規定による貸付金の返還の債務で弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除することができる。

6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徵收しない。

5 掛け金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

6 督促状に指定した期限までに掛け金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徵收しない。

7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 第二項の規定により督促したときは、組合は、掛け金百円につき一日六銭の割合で、納付期限の翌日から掛け金完納又は財産差押の日の前日までの日数によって計算した延滞金を徵收する。ただし、掛け金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛け金額の一部について納付があつたときは、その納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛け金は、その納付のあつた掛け金額を控除した金額による。

5 掛け金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。

5 第五十七条 組合は、掛け金を滞納した農林漁業団体又は任意継続組合員に対し、期限を指定して、その掛け金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を発してしなければならない。

この場合において、督促状により

一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。)は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、組合は、農林大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

(先取特権の順位)

第五十九条 均金その他のこの法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先立つものとする。

(国税徴収法の準用)

第六十条 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四条ノ二から第四条ノ五まで、第四条ノ九、第一

四条ノ十及び第九条ノ二の規定による徴収金に準用する。

(掛金徴収権等の時効)

第六十一条 掛金その他のこの法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 第十六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出は、当該届出をした農林漁業団体及び当該組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断し、同条第二項

の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対し組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の時効の中止、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を適用する。ただし、組合のなす掛け金その他のこの法律の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中止の效力を有する。

(国の補助)

第六十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一 給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)の百分の十五に相当する額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の十五に相当する額がらその控除すべき金額を差し引いて得た額)

二 組合の事務に要する費用

(審査会)

第六章 審査会

第六十三条 給付に關する決定又は掛金その他の組合員若しくは任意組合員が組合に對して支払うべき金額の徴収に対する異議をするため、組合に審査会を置く。

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならない。

3 審査会は、委員九人をもつて組織する。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

公益を代表する者それぞれ三人とし、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十四条 審査会に会長を置く。

2 会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選舉する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に審査を行つて、決定を行つて、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に対し、これを通知しなければならない。

6 第二項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中止に関する審査の請求へは、裁判上の請求とみなす。

(審査会に関する事項の政令への委任)

第六十五条 審査会は、会長が招集した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 会長は、会員を總理する。

第六十六条 審査会は、組合員を代表する委員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第六十七条 審査会の委員並びに前条第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他の審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度、事業年度開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 理事長は、毎事業年度、財産目

金、貸借対照表及び損益計算書をさせることができる。

(以下「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書

を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならぬ。

3 組合は、前項の書類を決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、各事務所に備えて置かなければならない。

4 組合は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

5 組合は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

6 第二号の事業を行ふ農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行ふ漁業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は郵便貯金

二 銀行又は信託会社への金銭信託

三 国債、地方債その他の農林省令で定める有価証券の取得

四 不動産の取得

(会計等に關する事項の省令への委任)

第五十一条 前三条に規定するものほか、余裕金の運用その他組合の会計及び財務に關し必要な事項

は、農林省令で定める。

第八章 監督

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、第四条第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をし、又は第七十条第三号若しくは前条の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大臣と協議しなければならない。

(監督命令) 第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、組合に対し、その業務に関する命令を定めることができる。

(報告及び検査) 第七十四条 農林大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況に関して報告をさせ、又は該職員をして組合の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができ。前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、必要があるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員の就任の認可の取消)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八条第四項の規定によつてした認可を取り消すことができ。この法律、この法律に基く命令(第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令を含む)又は定款に違反したとき。

1 この法律、この法律に基く命令(第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令を含む)又は定款に違反したとき。

2 準禁治産の宣告を受けたとき。

3 心身の故障により職務を執ることができないとき。

4 前項の規定による認可の取消があつたときは、その役員は、その職を失う。

(第九章 雜則)

(關係書類の備えつけ及び閲覧)

第七十六条 理事長は、定款、業務方法書、財務諸表及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならぬ。

(第十章 訴則)

第七十七条 組合は、農林省令で定めるところにより、農林漁業団体に、その使用する組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

2 組合の役員、代理人又は使用者は、三万円以下の罰金に処する。

3 第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、附則第一条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

2 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意継続組合員又はこの法律により給付を受け

(るべき者に、農林漁業団体等に対するべき者に、農林漁業団体等に対することを怠つたとき。

1 この法律又は定款に規定する出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(戸籍書類の無料證明)

第七十八条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする)は、組合員、任意継続組合員又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關して、無料で證明を行なうことができる。

(施行手続等の省令への委任)

第七十九条 この法律に特別の定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

(第八十二条 第十六条第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をせず、又は第七十七条の規定による報告、申出若しくは届出をせざる場合)

五 第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

(第八十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき)

四 第七十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

(第七十三条の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき)

三 第六十九条第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公報をしたとき。

(第七十条の規定に違反して、

業務上の余裕金を運用したとき)

(第七十二条 第二項の規定により受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定めた員数の理事となるべき者を選挙せしめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(第七十三条 第六条の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合といふ名称又はこれと類似の名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(第八十三条 第六条の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合といふ名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(第八十条 第七十四条第一項又は第四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき)

二 組合の役員、代理人又は使用者は、三万円以下の罰金に処する。

(組合の報告徵取等)

二 組合員又は任意継続組合員は、理事長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(第七十七条)

二 組合員又は任意継続組合員は、農林漁業団体に、その使用する組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

(第八十一条 第七十四条第一項又は第四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき)

二 組合の役員、代理人又は使用者は、三万円以下の罰金に処する。

(組合の報告徵取等)

二 組合員又は任意継続組合員は、理事長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(第八十二条 第二項の規定により受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定めた員数の理事となるべき者を選挙せしめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(第八十三条 第六条の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合といふ名称又はこれと類似の名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

(第八十条 第七十四条第一項又は第四条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき)

二 組合の役員、代理人又は使用者は、三万円以下の罰金に処する。

(組合の設立)

二 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意継続組合員又はこの法律により給付を受け

立委員として指名しなければならない。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により受けた日から三十日以内に、第四条第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定めた員数の理事となるべき者を選挙せしめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

5 農林大臣は、前項の規定により受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款並びに監事となるべき者一人並びに定款で定めた員数の監事となるべき者を選挙せしめ、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

6 組合は、前項の規定により作成した定款及び予算並びに同条第四項の理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の定款及び予算並びに理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の運営なく、その定款を公告しなければならない。

7 前項の理事長、理事及び監事の任期は、第九条第三項本文の規定にかかわらず一年をこえない範囲内において定款で定める。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第四条 組合の成立の日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で組合の成立と同時に組合員となつたものの組合の成立の日の前日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保險法の規定による。以下同じ。)

算期間が含まれている場合に限りる。

一 退職年金の年額 第三十六条 第二項の規定により算定した額から、当該額に通算期間を組合員であつた期間(通算期間及び任意継続組合員であつた期間を含む以下「全組合員期間」といふ。)で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十(組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、百分の二十に当該月額を一万八千円で除して得た割合を乗じて算出した比率。以下この条において同じ)に相当する額を控除した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

るにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。

第八条第一項第一号の次に次の二号を加え、同条第二項中「第二号」の下に「第二号の二」を加える。

(農林省設置法の一部改正) 第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合法」の下に、「農林漁業団体職員共済組合法」を、「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第二十三条の次に次の二号を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合並びに農

組合の指導監督及び助成を行ふこと。

二の二 農林漁業団体職員共済組合の規定により算定した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

(農林省設置法の一部改正) 第十二条 所得税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合法」を、「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合法」を、「私立学校教職員共済組合」の下に、「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第二十三条の次に次の二号を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合並びに農

組合の成立と同時に組合員となつた組合員であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保險法の規定による。以下同じ。)は、この法律(第二十一条第三項を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合においては、組合員となつた者(組合の成立の日の前日において厚生年金保險法に基づく給付を受けている者を除く。)の厚生年金保險の被保険者であつた期間は、組合の成立の日以後における同法の適用について、厚生年金保險の被保険者でなかつたものとみなす。(給付の調整)

第五条 前条の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「通算期間」という。)を有する組合員又は任意継続組合員に係る退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金については、第36条第二項、第38条第二項、第47条第一項の規定により算定した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

るにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。

第六条 政府は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計に返還しなければならない。

三 遺族年金の年額 第四十七条 第四号の規定により算定した額から、当該額に通算期間を全組合員期間で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十に相当する額を控除した額(その額が一万九千円に達しないときは、一万九千円)を「並二」に改め、「附則第三十五条」の下に「並ニ農林漁業団体職員共済組合法附則第六条第一項及第三項」を加え、「年金勘定」を「同勘定」に改める。

(農林金融公庫が行う恩給担保金に関する法律の一部改正)

第九条 国民金融公庫が行う恩給担保金に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のようにより改正する。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合並びに農

組合の指導監督及び助成を行ふこと。

四 遺族一時金の額 第五十条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十の額とする。ただし、退職一時金の額とされる当該規定に定められる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額とする。ただし、退職一時金又は遺族一時金について、その額とその額とされるべき期間に通算

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合並びに農

組合の指導監督及び助成を行ふこと。

五 職員共済組合法 第二条第一項第十四号中「市町村共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)第十五条(組合の給付)」の下に「農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第十九条(組合の給付))」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十二条 所得税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改訂する。

第三条第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合並びに農

組合の指導監督及び助成を行ふこと。

四 遺族一時金の額 第五十条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十の額とする。ただし、退職一時金の額とされるべき期間に通算

期間の計算については、厚生年金保險法の規定による。以下同じ。)は、この法律(第二十一条第三項を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合においては、組合員となつた者(組合の成立の日の前日において厚生年金保險法に基づく給付を受けている者を除く。)の厚生年金保險の被保険者であつた期間は、組合の成立の日以後における同法の適用について、厚生年金保險の被保険者でなかつたものとみなす。(給付の調整)

第五条 前条の規定により組合員であつた期間とみなされる期間(以下「通算期間」という。)を有する組合員又は任意継続組合員に係る退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金については、第36条第二項、第38条第二項、第47条第一項の規定により算定した額から、平均標準給与の日額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

るにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。

第六条 政府は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計に返還しなければならない。

林漁業団体職員共済組合」に改め
る。

第八条第六項第六号の四の次に

次の二号を加える。

六の五 農林漁業団体職員共済組合法の規定により組合員

(任意継続組合員を含む。)と

して負担する掛金

第九条第二項中「第六号の四」を

「第六号の五」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十三条 法人税法(昭和二十二年

法律第二十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第一項第四号中「並びに

私立学校教職員共済組合」を、「私

立学校教職員共済組合並びに農林

漁業団体職員共済組合」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十四条 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次

のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中

「並びに私立学校教職員共済組合」を

「私立学校教職員共済組合並びに

農林漁業団体職員共済組合」に改め

別表第一

組合員又は任意継続組合員である期間	日数	
	一年未満以上	一年未満以上
三〇日	二〇日	一〇日

二年六月未溎以上	二年六月未溎以上	三年六月未溎以上	三年六月未溎以上	四年六月未溎以上	四年六月未溎以上	五年六月未溎以上	五年六月未溎以上	六年六月未溎以上	六年六月未溎以上	七年六月未溎以上	七年六月未溎以上	八年六月未溎以上	八年六月未溎以上	九年六月未溎以上	九年六月未溎以上	一〇年六月未溎以上	一〇年六月未溎以上	一一〇年六月未溎以上	一一〇年六月未溎以上
五〇日	五〇日	六〇日	六〇日	八〇日	八〇日	九〇日	九〇日	一〇〇日	一〇〇日	一二〇日	一二〇日	一三〇日	一三〇日	一四〇日	一四〇日	一五〇日	一五〇日	一六〇日	一六〇日
四〇日	四〇日	五〇日	五〇日	六〇日	六〇日	七〇日	七〇日	八〇日	八〇日	九〇日	九〇日	一〇〇日	一〇〇日	一一〇日	一一〇日	一二〇日	一二〇日	一三〇日	一三〇日
三〇日	三〇日	二〇日	二〇日	一〇日	一〇日	一七〇日	一七〇日	一六〇日	一六〇日	一五〇日	一五〇日	一四〇日	一四〇日	一三〇日	一三〇日	一二〇日	一二〇日	一一〇日	一一〇日

二年六月未溎以上	二年六月未溎以上	三年六月未溎以上	三年六月未溎以上	四年六月未溎以上	四年六月未溎以上	五年六月未溎以上	五年六月未溎以上	六年六月未溎以上	六年六月未溎以上	七年六月未溎以上	七年六月未溎以上	八年六月未溎以上	八年六月未溎以上	九年六月未溎以上	九年六月未溎以上	一〇年六月未溎以上	一〇年六月未溎以上	一一〇年六月未溎以上	一一〇年六月未溎以上
二四五日	二四五日	二一五日	二一五日	二〇〇日	二〇〇日	一九〇日	一九〇日	一八〇日	一八〇日	一七〇日	一七〇日	一六〇日	一六〇日	一五〇日	一五〇日	一四〇日	一四〇日	一三〇日	一三〇日
二三〇日	二三〇日	二一〇日	二一〇日	二〇〇日	二〇〇日	一九〇日	一九〇日	一八〇日	一八〇日	一七〇日	一七〇日	一六〇日	一六〇日	一五〇日	一五〇日	一四〇日	一四〇日	一三〇日	一三〇日
一四八日	一四八日	四七〇日	四七〇日	四五五日	四五五日	四二五日	四二五日	四一〇日	四一〇日	三九五日	三九五日	三八〇日	三八〇日	三六五日	三六五日	三五〇日	三五〇日	三三五日	三三五日

別表第一

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	一〇
備考	一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。	二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。	三 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節(おや指にあつては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。	四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害を残すもの	十一 前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害を残すもの	十二 一足の三大関節中二関節の用を廃したものの	十三 一足の足関節の用を廃したものの	十四 一足の足関節以上で失つたもの	十五 一足の趾関節の用を廃したものの	十六 一足の足関節以上で失つたもの	十七 一足の足関節以上で失つたもの	十八 一足の足関節以上で失つたもの	十九 一足の足関節以上で失つたもの	二十 一足の足関節以上で失つたもの	二十一 一足の足関節以上で失つたもの	二十二 一足の足関節以上で失つたもの	二十三 一足の足関節以上で失つたもの	二十四 一足の足関節以上で失つたもの	二十五 一足の足関節以上で失つたもの

昭和三十三年三月二十日　衆議院会議録第十八号　放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廃疾の状態
一	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部の欠損その他により一耳の聴力が耳殻に接しないれば大声を解し得ない状態にあるもの
五	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を失したものの又はひとさし指をあわせて二指の用を失したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を失したもの
九	一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十三	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十四	一足の五のあしゆびの用を失したるもの
十五	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの
十六	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものにつけでは、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を失したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいふ。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいふ。
- 五 あしゆびの用を失したものとは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは末関節以上を失つたもの又は脚関節若しくは第一趾関節（第一のあしゆびにあつては、趾関節）に著しい運動障害を残すものとぞいう。

理由

農林漁業団体の職員の福利厚生を図るため、農林漁業団体の職員の共済組合の組織及び業務に関する事項を定め、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法案に対する修正案

農林漁業団体職員共済組合法案の一部を次のように修正する。

附則第四条中「第二十一条第三項」

を「第二十二条」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村寅太君登壇〕

○中村寅太君　ただいま議題となりました、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体役職員の共済年金制度の確立により、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資せんとして提案せられたものであります。

本案は、農林漁業団体役職員の共済年金制度の確立により、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資せんとして提案せられたものであります。

以下、この制度の骨子のみについて申上げます。まず、本法によつて新たに設立せられる農林漁業団体職員共済組合は、各種の農林漁業団体のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会、水産協同組合及び水産業協同組合共済会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、漁船保険組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地

改良区連合及び土地改良事業団体連合会、都道府県農業会議及び全国農業会議所、開拓融資保証協会、漁業信用基

は全会一致をもつて可決され、次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて可決されました。よつて、本修正案は定められました。

修正可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、農山漁民の民あつての団体役職員である事実にかんがみ、国民の半ばを占め、かつ劣勢なつております。また、掛金は大体千分の一給付は、退職給付、障害給付及び遺族定せられております。組合の行います

給付は、これまで、いわゆる短期給付はこれを行わないことといたしてあります。また、掛金は大体千分の一給付であります。なお、本法の施行期日は昭和三十四年一月一日となつております。それまでにこの組合は設立手続を完了して、同日成立することとなつております。

本案は去る三月十日提出されました

が、堀木厚生大臣その他関係当局の出席を求め、慎重審議の結果、三月二十日質疑を終了いたしました。本案に対する主要な論点は、国民年金制度と本制度との関係、本制度が農林漁業政

策上果すべき役割、財源率、整理賃率の算定基礎、平均標準給与の考え方、私学または市町村共済組合との制度内容の比較検討、厚生保険特別会計からの移管金の問題等であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君）　採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君）　御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

〔放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

昭和三十三年三月二十日 来議院会議録第十八号 放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

二二二〇

事業支	出	建設費	投資費	有価証券	放送債券償還積立金繰入	諸返還	建物減価	施設費
予備金		一一八、〇〇〇	一二八、〇〇〇	一、九一〇、〇〇〇	二、四四一、五五五	〇〇〇	三、五五一、〇〇〇	三、八〇八、〇〇〇
(テレビジョン)		四〇三、五五五	四〇三、五五五	一、四六七、二五二	三、七五九、二〇九	一、〇二六、七五三	五三五、八二六	一、九〇七、七八六
		一、五七四、八二四	一、六四、九一三	二六七、五七八	四五六、三〇〇	一、五七四、八二四	二一四、五一〇	二二六、〇〇〇
		二七八、一七〇	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七、五七四、九四八	一、九一〇、〇〇〇	一、三一、〇〇〇	三、八〇八、〇〇〇

事業支	出	建設費	投資費	有価証券	放送債券償還積立金繰入	諸返還	建物減価	施設費
予備金		一、九〇七、七八六	一、九〇七、七八六	二一四、五一〇	三、七一六、九四八	五〇、〇〇〇	一、九〇七、七八六	一、九〇七、七八六
(テレビジョン)		五四四、〇〇〇	五四四、〇〇〇	一八三、八二六	三三一、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一三一、〇〇〇	一三一、〇〇〇
		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一八三、八二六	二二六、〇〇〇	〇〇〇	一、二六、〇〇〇	一、二六、〇〇〇

事業支	出	建設費	投資費	有価証券	放送債券償還積立金繰入	諸返還	建物減価	施設費
予備金		三、八〇八、〇〇〇	三、五五一、〇〇〇	一、三一、〇〇〇	一、三一、〇〇〇	〇〇〇	三、八〇八、〇〇〇	三、八〇八、〇〇〇
(テレビジョン)		五三五、八二六	一、二六、〇〇〇	一、二六、〇〇〇	一、二六、〇〇〇	〇〇〇	一、二六、〇〇〇	一、二六、〇〇〇
		一、九〇七、七八六	一、九〇七、七八六	二二六、〇〇〇	二二六、〇〇〇	〇〇〇	一、九〇七、七八六	一、九〇七、七八六
		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、三一、〇〇〇	一、三一、〇〇〇	〇〇〇	一、三一、〇〇〇	一、三一、〇〇〇

昭和三十三年度事業計画
一 計画概説

日本放送協会が公共放送としての使命を達成するため、早急に果たなければならない任務は、中波放送網の完成並びに教育・教養番組の強化、老朽陳腐化設備の改善、F M放送の開設、国際放送の拡充、現行テレビジョン放送網の完成並びに教育テレビジョンの全国普及、カラーテlevision実用化の促進等、ラジオ・テレビジョンの両分野において、量・質とも複雑多岐にわたっている。

(一) 協会がこの重大責務を果して国民の要望と国家的要請に応ずるためには、今後の事業を次のとおり行う必要がある。

(一) 中波放送網のすみやかな完成

(一) 第二放送については、全国難聴地域を解消し、第二放送に

(二) ついては全国の九八パーセントをカバーしらよう措置する。

(二) また、外国電波による混信を防あつし、全国で良質電波の受信ができるよう必要地域に超大電力局を設置する。

(二) 老朽陳腐化設備の改善

(二) 現有放送施設のうち、老朽化したものについては、全国的にこれを取り替えるとともに、技術の進歩、番組様式の発展により陳腐化した施設についてその近代化をはかり、新型機器を整備する。

(三) 放送番組の充実、向上

(三) 放送番組の充実のためにおいて、テレジオ・テレビジョン両分野において、

(四) F M放送の全国普及

(四) 高度の教養、芸術番組を内容とするF M放送を開設し、全国主要地域にその普及をはかり放送の新分野を開拓する。

(五) 國際放送の拡充

(五) わが国の国際的地位の向上に、貿易の振興に資する。

(六) 研究諸機関の充実

(六) 技術、番組の両分野にわたつて、研究諸機関を一層強化し、その成果を広く一般に公開して、放送技術、文化各方面の発達に資する。

(七) テレビジョンの全国普及

(七) テレビジョンにおいてもラジオと同じく、第一放送、教育放送二つの放送網を建設し、おののその特色を發揮して、全国普及につとめる。

(七) このため、第一放送網は既設局一五局に対し、今後三年間に三四局を新設して、置局数合計四九局、受信可能地域八〇パーセントとし、教育放送網は五カ年間に置局數四九局、受信可能地域八〇パーセントとする。

(八) これらの諸計画を実施し、その確実な成果を挙げるために、

(八) しかしながら、現下の社会経済情勢を勘案し、この際受信料

は、テレビジョンについては多額の外部資金の導入を要し、ラジオについては昭和三十三年度以降受信料の合理的改訂が必須の条件となつていて。特にラジオについては、協会としてその収入の大半である受信料が国民大衆の負担であることにかんがみ、従来、極力受信料の改訂を避け、事業の合理化、受信契約者の開発、収納成績の向上につとめて、公共放送としての責任を果すべく努力してきたが、受信者普及率が向上し、未契約世帯の減少した現在、その増収を期待し得ない状況にあり、前記積極的諸計画を遂行するための財源としては、この際ラジオ受信料の合理的改訂が切実に必要なつていて。

改訂を一時延期することとするが、協会としてはこの状況下においても、なお、この拡充計画の一部に着手するため、事業合理化による節約を一層強行するところに、借入金増額、減価償却費の削減等の非常措置により、次のとおり三十二年度事業計画並びに收支予算を編成する。

二 建設計画 (ラジオ)

昭和三十三年度における建設計画は、標準放送網の整備、FM放送局の建設等新規拡充計画に六億円、経年のため老朽し、あるいは機能的に陳腐化した機器、施設の取替改善に一二三億一、〇〇〇万円、総額一九億一、〇〇〇万円をもつて施行する。

内訳

1 新規拡充計画

(一) 放送施設の建設 すみやかに標準放送網を完成して難聴地域の解消をはかることとし、静岡ほか一五局の増力、中継放送所三局の建設、第二放送五局の増設及び微電力局の新設に三億八、四〇〇万円である。

(二) FM放送網の建設 東京、大阪FM放送局の増力及び名古屋ほか二局の新設に着手することとし、昭和十三年度内所要額四、五〇〇万円である。

(三) 一般施設の増設 車両及び業務用宿舎の増設に一億七、一〇〇万円である。

2 老朽設備改善計画

(一) 放送機器の改善

放送機、空中線装置、音声調整装置及び録音中継機器等の整備に三億八、〇七一万円である。

(二) 放送施設の改善

東京、福岡、札幌等の演奏所設備の整備、研究施設の改善、老朽局舎の建替等に九億二、九二五万円である。

(テレビジョン)

昭和三十三年度における建設計画は、第一放送網について長野ほか一四局の建設を行うとともに、東京、大阪に教育放送局を新設し、また、既設局の放送用設備の改善、演奏所施設の充実をはかることとし、総額三五億五、一〇〇万円をもつて施行する。

内訳

1 第一放送網の建設

前年度から継続の室蘭ほか六局の完成、長崎ほか七局の建設及び松山の増力、大阪、静岡の周波数変更工事並びに微電力局の設置に一五億六、一〇〇万円である。

2 教育放送局の建設

東京、大阪教育テレビジョン局の建設に一億七、七八〇万円である。 放送設備の改善

東京、大阪、その他既設局放送設備の改善に四億一、一二一〇万円である。

(三) 一般施設の増設

車両及び業務用宿舎の増設に一億七、一〇〇万円である。

三 年度内所要額一四億円である。

(ラジオ)

1 要員及び給与

定員としては、前年度八、四九三人に対し、設備の増加、受信契約者の増加等により、現業要員一二一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により一八九人の節減を見込み、給員八、五二五人であり、これに対する給与の総額は、三七億五、五六一萬一千円である。

2 国内放送

(一) 放送番組

組内容の充実につとめることとし、総額二七億七、〇三三萬二千円をもつて実施する。すなわち、番組の編成に五億四、〇三二万円、番組の実施に一九億三、六三七万三千円、番組の資料整備に一億七、五三八万三千円及び番組の調査研究その他に一億一、八二六万六千円である。

(二) 放送施設の保守運用については、一層の合理化をはかるとともに設備の改修整備につとめる。このため前年度四億四、九二一萬七千円に対し五、二三九万二千円、契約及び取扱関係に二億一、六七五万三千円である。すなわち、普及び受信改善関係に二億二、〇〇四万二千円、契約及び取扱関係に八億六七一萬一千円である。

八 管理関係

管理関係については、業務の合理化により、極力経費の節減につとめるが、設備の増加並びに退職手当及び社会保険料の増額等により、前年度一四億六、三三三万九千円に対し一億五、二六万八千円となり、総額五億六〇〇万七千円である。

(三) 通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六、三三三万九千円に対し五、二三九万二千円、舍内費となり、総額五億六八六〇〇万七千円である。すなわち、一般管理経費に三億四、〇五九万二千円、舍内費の維持管理に二億九、一九二万四千円、職員の厚生保健費二万四千円である。

万一千円に対し四、六八七万五千円の増額となり、総額六億六、四七八万六千円である。以上により、放送費総額は、前年度三四億八、二九二二万四千円に対し四億五、三六〇万三千円の増額となり、三九億三、六五二万七千円である。

三 五年六、一六六万円及び退職手当その他の三億七、三四万一千円である。

二 技術研究関係

無線、電子管、音響、テレビジョン等の他の研究並びに各種技術調査のため、前年度二億八三七万三千円に対し五、九二〇万五千円を増額し、総額二億六、七五七万八千円である。

九 業務関係

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び雜音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

このため、前年度八億九、一二五万三千円に対し一億三、五五〇万一千円の増額となり、総額一〇億一、六七五万三千円である。すなわち、普及び受信改善関係に二億二、〇〇四万二千円、契約及び取扱関係に八億六七一萬一千円である。

このため、本年度必要額は、四五、六三〇万円であり、前年度に対し、一億四、七七〇万円の減額となる。

そのため、本年度必要額は、四五、六三〇万円であり、前年度に対し、一億四、七七〇万円の減額となる。

十 減価償却費

減価償却費については、建設工事の進捗結果による償却資産の増加のため、前年度六億四〇〇万円に対し六億五、一九〇万円を要するが、本年度は財政収支の均衡をはかるため、その七、〇%を償却し、不足額については次年度以降繰り延べることとする。このため、本年度必要額は、四五、六三〇万円であり、前年度に対し、一億四、七七〇万円の減額となる。

十一 関連経費

未受取信料欠損償却、放送債券発行差金償却、支払利息及び雜損の必要額は総額二億七、八一七万円である。

国際放送については、現在規模によつて内容の刷新につとめることとするが、社会保険料の増加等によつて、前年度一億八、三三三万九千円に対し五、二九万円に対し八四万円の増額となり、総額一億七、一一三万円である。

十二 に五億六、一六六万円及び退職手当その他の三億七、三四万一千円である。

十三 技術研究関係

無線、電子管、音響、テレビジョン等の他の研究並びに各種技術調査のため、前年度二億八三七万三千円に対し五、九二〇万五千円を増額し、総額二億六、七五七万八千円である。

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び雜音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

十四 管理関係

業務関係については、放送番組の周知、故障受信機の修理相談及び雜音障害の防止等により、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。

十五 通信施設関係

通信施設関係については、専用回線の増加等により、前年度六、三三三万九千円に対し五、二三九万二千円、舍内費となり、総額五億六八六〇〇万七千円である。すなわち、一般管理経費に三億四、〇五九万二千円、舍内費の維持管理に二億九、一九二万四千円、職員の厚生保健費二万四千円である。

昭和三十三年三月二十日 衆議院会議録第十八号 放送法第三十七条第一項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

4 選挙放送

議員総選挙及び都道府県知事その他の補欠選挙放送経費として六五七万六千円である。

5 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、八、〇〇〇万円を見込む。

(テレビジョン)

1 要員及び給与

定員としては、前年度六三九人に対し、教育テレビジョン放送の開始、設備の増加、放送時間の延長、受信契約者数の増加等により、現業要員五八一人の増員を予定するが、他方、経営の合理化により八人の節減を見込み、総員一、一二二人であり、これに対する給与の総額は、五億三、五八二万六千円である。

2 放送関係

イ 放送番組については、放送時間は、第一放送については前年度に対し二時間増加して一〇時間とし、また教育放送については一日六時間三〇分とする。このため、総額九億二、八六〇万一千円をもつて内容の充実につとめる。すなわち、番組の編成に二億一、三五八万円、番組の実施に三億九、七六二万円、番組の資材整備に一億一、三〇七万八千円、及び番組用映画の製作その他に二億四三三万三千円である。

ロ 技術関係については、設備

4 管理関係

管理関係については、業務の運用の合理化をはかるが、局数の増加等により、前年度一億七、一五五万円に対し一億六、二〇五万八千円の増額となり、総額三億三、三六〇万八千円である。

ハ 通信施設関係については、マイクロウエーブ専用区間の延長等により、前年度二億九、八五四万五千円に対し三億四、七〇三万一千円の増額となり、総額六億四、五五七万七千円である。

以上により、放送費総額は、前年度九億六、九九九万九千円に対し九億三、七七八万七千円の増額となり、一九億七七八万六千円である。

3 業務関係

業務関係については、受信契約者の維持増加につとめるとともに、受信料の確実な収納をはかる。このため、前年度一億三、五八万三千円に対し八、三九二万七千円の増額となり、総額二億一、四五二万円である。すなわち、普及及び受信改善関係に四、〇二三万三千円、契約及び取扱い関係に一億七、四二八万七千円である。

7 予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため、五、〇〇〇万円を見込む。

4 受信契約者見込数

区 分	昭和三十三年度 昭和三十二年度 増 減	1 有料契約者見込数
		年度初頭契約者数
年度内新規契約者数	八五〇,〇〇〇 △一〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇
年度内廃止契約者数	八〇〇,〇〇〇 △九〇,〇〇〇	一,一一〇,〇〇〇
年度内増加契約者数	一八〇,〇〇〇 △一〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇

2 受信料免除者見込数

区 分	昭和三十三年度 昭和三十二年度 増 減	2 受信料免除者見込数
		年度初頭免除者数
年度内新規免除者数	五五〇,〇〇〇 △四三〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇
年度内廃止免除者数	四三〇,〇〇〇 △三一〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
年度内増加免除者数	一八〇,〇〇〇 △一〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇

1 有料契約者見込数

区 分	昭和三十三年度 昭和三十二年度 増 減	1 有料契約者見込数
		年度初頭契約者数
年度内新規契約者数	八五〇,〇〇〇 △七三〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇
年度内廃止契約者数	七〇〇,〇〇〇 △五八〇,〇〇〇	一,〇九〇,〇〇〇
年度内増加契約者数	一八〇,〇〇〇 △一〇〇,〇〇〇	二八〇,〇〇〇

2

1 1 概要

本資金計画は、昭和三十三年度収支予算並びに事業計画にもとづき、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は

ラジオ関係については、年度初頭受信契約者数一、四〇〇万人、年度内新規契約者数一三五萬人、廃止契約者数九三萬人、受信料月額六七円（三ヵ月につき二〇〇円）をもつて算定した受信料収入予算一三億九、五七六万五千円から、そのうちの取扱による欠損見越額九、

四〇〇万円を控除した受信料収納額一一三億一七六万五千円、国際放送関係交付金八、九八六万六千円、選挙放送関係交付金六五七万六千円、受入利息、巡回相談等の雑収入五、五〇〇万円、放送債券四億円発行による入金額三億九、二〇〇万円、長期借入金一四億一、五〇〇万円、固定資産売却代金七七〇万円、放送債券償還積立金からの戻入額一億六、二六〇万円、その他の入金額四、〇〇〇万円をあわせて一三四億七、〇五〇万七千円と予定した。

昭和三十三年三月二十日 柴議院会議録第十八号

刑法の一部を改正する法律案についての唐澤國務大臣の趣旨説明

日本放送協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和三十三年三月 郵政大臣

意見書

日本放送協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画した結果、次のとおりの意見を付す。

日本放送協会(以下「協会」という)の事業計画の中において言及している計画概説は、協会が今後數箇年にわたり事業の計画を表明したものであるが、この種の長期計画

たもので、この種の長期計画を実施するため減額を図ることとしているが、これは現下の放送事情からみてやむを得ない措置と認められる。

ラジオにおける受信料増加が大幅に増大して行くものとは考えられない情勢下においては、将来の収入及び財源について格段の考慮を払うべき必要があり、また、この収支予算、事業計画を実施するに当つては、極力経費の節減及び増収を図り、あげて経営の健全化に努むべきものと考える。

理由

協会の収支予算、事業計画及び資金計画をみると、ラジオにおいては老朽施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実、テレビジョンにおける教育放送の開始等によるものと見てよい。では、テレビジョン放送の全国普及のための置局及び放送の開始等による事業の充実をして、テレビジョンにおける教育放送の開始等による時間増並びに教育放送の開始等による事業の充実に置いておきます。

次に、収支予算においては、ラジオ関係については収入支出ともに総額百三十九億八千八百余万円を予定しておりますが、これを昭和三十二年度に比較すれば、収支ともに十二億七千六百余万円の増加となっております。また、テレビジョン関係については収入支出ともに総額七十五億七千四百余万円を予定しており、これは前年度に比し四十六億六千二百万余万円の増となりてあります。なお、本年度の収支予算においては、受信料を、ラジオ及びテレビジョンとともに、昭和三十二年度と同額の、ラジオ月額六十七円、三ヶ月二百円、テレビジョン月額三百円といいたしております。

次に、資金計画は、収支予算及び事業計画に照応する資金の出入りに関する計画であります。

しかしながら、ラジオ関係においては老朽施設の改善等のため三億二、二〇〇万円の長期借入金を予定しているほか、借替とのための一五〇〇万円、また、テレビジョン関係においては全国普及のための置局、スタジオの増新設等のため三億二、二〇〇万円の長期借入金を予定しているほか、借替とのための

放送債券四億円を予定しているが、この調達には現下の経済事情からみて協会経営者において格段の努力を要するものと考えられる。

また、ラジオの放送時間の増加その他番組充実、超短波放送の実施、給与の改善等に要する経費六億一、九一五万円の増加に対処するため減価償却の一部緩延により所要減価償却費六億五、一九〇万円から一億九、五六〇万円を減額し、収支の均衡を図ることとしているが、これは現下の放送事情からみてやむを得ない措置と認められる。

ラジオにおける受信料増加が大幅に増大して行くものとは考えられない情勢下においては、将来の収入及び財源について格段の考慮を払うべき必要があり、また、この収支予算、事業計画を実施するに当つては、極力経費の節減及び増収を図り、あげて経営の健全化に努むべきものと見てよい。

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならぬこととなつてているからである。

○片島君登壇

【報告書は会議録追録に掲載】
[片島君登壇]

た、放送法第三十七条第一項の規定に

基き、国会の承認を求める件に関しては、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本議案は、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画につきまして国会の承認を求めるためあります。

邮政大臣は、これをおおむね妥当なものと認める旨の意見書を付しているのであります。

郵政大臣は、これをおおむね妥当なものと認める旨の意見書を付しているのであります。

以上が本議案の内容であります。本議案は、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画につきましては、その重点

を、ラジオにおきましては老朽陳腐化施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実に、また、テレビジョンにおいては全国普及のための置局及び放送時間増並びに教育放送の開始等による事業の充実に置いております。

次に、収支予算におきましては、ラジオ関係については収入支出ともに総額百三十九億八千八百余万円を予定しておりますが、これを昭和三十二年度に比較すれば、収支ともに十二億七千六百余万円の増加となつております。

また、テレビジョン関係については収入支出ともに総額七十五億七千四百余万円を予定しておりますが、これは前年度に比し四十六億六千二百万余万円の増となりてあります。なお、本年度の収支予算においては、受信料を、ラジオ及びテレビジョンとともに、昭和三十二年

度と同額の、ラジオ月額六十七円、三ヶ月二百円、テレビジョン月額三百円といいたしております。

次に、資金計画は、収支予算及び事業計画に照応する資金の出入りに関する計画であります。

以上御説明申し上げました収支予算、事業計画及び資金計画について、

委員会は、次いで採決の結果、全会一致をもって本議案はこれに承認をす

るべきものと譲り受けた次第であります。

附帯決議

一、日本放送協会昭和三十三年度収支予算の執行にあつては放送債券、長期借入金を通じ多額の外部債務を重ねたのであります。質疑応答に当つては、先ごろ伝えたラジオを、ラジオにおきましては老朽陳腐化施設の改善及び教育放送の時間増等番組の充実に、また、テレビジョンにおいては全国普及のための置局及び放送時間増並びに教育放送の開始等による事業の充実に置いております。

次に、収支予算におきましては、ラジオ関係については収入支出ともに総額百三十九億八千八百余万円を予定しておりますが、これを昭和三十二年度に比較すれば、収支ともに十二億七千六百余万円の増加となつております。

また、テレビジョン関係については収入支出ともに総額七十五億七千四百余万円を予定しておりますが、これは前年度に比し四十六億六千二百万余万円の増となりてあります。なお、本年度の収支予算においては、受信料を、ラジオ及びテレビジョンとともに、昭和三十二年

度と同額の、ラジオ月額六十七円、三ヶ月二百円、テレビジョン月額三百円といいたしてあります。

以上御説明申し上げました収支予算、事業計画及び資金計画について、

二、日本放送協会は、その公共性にかんがみ放送番組編成にあたり教育、教養番組等の拡充及び質的向上を図るべきである。

三、政府ならびに日本放送協会は、国際放送の拡充につき更に積極的策を講ずべきである。

四、日本放送協会は、経営の合理化、経費の節減を図り従業員の待遇の改善に努めるべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本件は委員長報告通り承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(益谷秀次君) この際、内閣提出、刑法の一部を改正する法律案の趣

旨の説明を求めます。法務大臣唐澤俊樹君。

〔國務大臣唐澤俊樹君登壇〕

○國務大臣(唐澤俊樹君) 刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府におきましては、かねてから汚職と暴力の追放に努力して参ったのであります。が、最近におけるこれら事犯の趨勢にかんがみまして、刑法の一部に改正を加える必要を認め、ここにいわゆるあつせん取締りのための規定の新設及び改正を内容とするこの法律案を提出することといたしました。この法律案の骨子は次の通りであります。あつせん取締りに関する規定は、事柄の性質にかんがみ、一挙にすべてを处罚するような広範囲なものとすることには、かえって全般の弊害を伴うことを考慮いたしまして、明白に悪質と見られる行為だけを取り上げ、かつ、乱用のおそれのないようになります。そのため、すでに刑法で用いならされている明確な概念によることといたしました。すなわち、公務員の行なつたあつせん行為のうちでも、請託を受けた他の公務員の職務上不正の行為をさせ、または相当の行為をさせないようになります。あつせんすること、またはあつせんしたことだけを対象とするものとし、また、そのことに関する報酬だけがわいろとなることを明らかにいたしておるのであります。なお、これに対応する贈賄罪の規定を設け、また、国外で犯されたあつせん取締り罪をも处罚することといたしました。

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に関して、岸内閣総理大臣を初め閣僚に対し、若干の質問をいたさんと存するものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

次に、暴力取締りに関する規定は、

第一に、被害者またはその親族等に対する強制猥褻罪等は現在親告罪となつておるお札参りの行為を新たに处罚することといたしました。第二に、強姦罪、

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪ともいべきものを新設して、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

強制猥褻罪等は現在親告罪となつておりますが、これらのうち、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪に対しても、強姦罪と暴力追放の規定の新設及び改正を内容とするこの法律案を提出することといたしました。この法律案の骨子は次の通りであります。以上が刑法の一部を改正する法律案についての説明に対する質疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に関して、岸内閣総理大臣を初め閣僚に対し、若干の質問をいたさんと存するものであります。

岸総理は、就任以来、しばしば、いわゆる三悪追放について所信を表明され、ことに、今国会の休会明け舞頭、衆参両院において行われた施政方針演説中にも、汚職と暴力の追放について、強い信念と、かたい決意を述べら

れたのでござりますが、これはまさに第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪ともいべきものを新設して、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

強制猥褻罪等は現在親告罪となつておりますが、これらのうち、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪に対しても、強姦罪と暴力追放の規定の新設及び改正を内容とするこの法律案を提出することといたしました。この法律案の骨子は次の通りであります。以上が刑法の一部を改正する法律案についての説明に対する質疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に関して、岸内閣総理大臣を初め閣僚に対し、若干の質問をいたさんと存するものであります。

岸総理は、就任以来、しばしば、いわゆる三悪追放について所信を表明され、ことに、今国会の休会明け舞頭、衆参両院において行われた施政方針演説中にも、汚職と暴力の追放について、強い信念と、かたい決意を述べられたのでござりますが、これはまさに第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪ともいべきものを新設して、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

強制猥褻罪等は現在親告罪となつておりますが、これらのうち、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪に対しても、強姦罪と暴力追放の規定の新設及び改正を内容とするこの法律案を提出することといたしました。この法律案の骨子は次の通りであります。以上が刑法の一部を改正する法律案についての説明に対する質疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に関して、岸内閣総理大臣を初め閣僚に対し、若干の質問をいたさんと存するものであります。

岸総理は、就任以来、しばしば、いわゆる三悪追放について所信を表明され、ことに、今国会の休会明け舞頭、衆参両院において行われた施政方針演説中にも、汚職と暴力の追放について、強い信念と、かたい決意を述べられたのでござりますが、これはまさに第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪ともいべきものを新設して、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

強制猥褻罪等は現在親告罪となつておりますが、これらのうち、二人以上の者が現場において共同して犯した場合においては非親告罪といたします。

第三に、新たにいわゆる持凶器集合罪に対しても、強姦罪と暴力追放の規定の新設及び改正を内容とするこの法律案を提出することといたしました。この法律案の骨子は次の通りであります。以上が刑法の一部を改正する法律案についての説明に対する質疑

○副議長(杉山元治郎君) ただいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。順次これを許します。

高橋禎一君。

〔高橋禎一君登壇〕

○高橋禎一君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に関して、岸内閣総理大臣を初め閣僚に対し、若干の質問をいたさんと存するものであります。

昭和十三年三月二十日 楽議院会議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する高橋誠一君の質疑

第二に法務大臣にお尋ねする点は、検察官の職務執行の適正な保障、ことに検察官ファクショの防止についてでございます。政治的な事件には、よくこの問題がつきまとうでございますが、誤まった捜査、誤った起訴、または裁判のはなはだしい遅延によつて、はとんど一生を犠牲にするような、取り返しのつかない損害をこうむつた人々が数多くあつたことは、法務大臣もよく御存じのところであります。国家として、それらの人にいかにしてその罪を謝し、その心を慰めんとするか、これは真剣に考えなければならぬ問題であると私は思ひるのでございます。(拍手)それと同時に、将来かかる誤まりを再び繰り返すことのないよう、政府は責任をもつて万全の策を講じなければならないことは当然であります。法務大臣は検察官を指揮監督する立場においてありますが、この指揮監督権の運用について、いかなる理念に基き、いかなる構想をもつて臨まれるか、また、国民の良識から考へてどうい許しがたしとする過誤を犯したものに対して、どのような措置をとられるおつもりであるか、法務大臣の所信を承わりたいのでござります。

裁判の遅延については、国民の批判が強く、心ある人々をして憂慮せしめていることも争えない事実であります。日本国民は刑事事件について迅速な裁判を受ける権利を有することを法は保障しているのですが、この法益の点は必ずしも明確にされていないのであります。昭和十六年三月のときには、この点が明瞭を欠くたれど、この法益の点は必ずしも明確にされていました。昭和十六年三月のときには、この点が明瞭を欠くたれど、この法益の点は必ずしも明確にされていました。昭和十六年三月のときには、この点が明瞭を欠くたれど、この法益の点は必ずしも明確にされていませんと、犯罪主体その他構成要件についての考え方方が定まらないと思われます。日本の憲法精神はよく実践されているか、いかはなはだ疑わしいものが多々存するのであります。裁判が迅速に行われなければ正義は維持されないとするの

が世界の常識となつておる今日であります。法務大臣は、裁判迅速の方途について、制度的に何かお考えをお持ちになつておられるかいなか、また、この問題がつきましたでござります。裁判は誤った起訴、または誤った捜査、誤った起訴、または裁判の遅延によつておられるかいなか、また、これに関連する問題として、理論的にも不合理である無罪判決に対する検事の上訴制度を、英米の例にならい、全廃または制限する意図がおありかどうか、お伺いをいたしたいのであります。

さらにお尋ねいたしますが、法務大臣の諭問機関である法制審議会において、あせん取締罪について審議された結果、附帯要望事項として、あせん取締罪について将来的に將來に供給に関する規定を設けることを考慮することの決議があつたのであります。が、政府はこの際第三者供給罪の立法を意図しなかつた理由、並びに、将来この問題をどのように取り扱われるお考えであるか、あわせてお答えを願ふたいのであります。

次に、法律問題として、ただ一点だけお尋ねいたしますが、法務大臣に、警察活動の指揮の問題についてお伺いいたします。警察の中立性確保は憲法及び警察法の精神でございまして、われわれは、これを尊重し、これを育成せんとするものであります。わが国においては、一般的に中立性確保に関する制度と運用とははなはだ未熟であるように感ぜられまして、いまだその眞価と妙味を十分に發揮しておらない段階のごとくに思われる所以であります。中立性を維持しなければならない者の団体が、口に中立性を叫びつつ、一政党に偏するの態度に出たり、中立性機構の牙城に閉じこもって、孤立、偏見、独斷、横暴の弊に陥つたり、われわれの理解し得ない事象の起ることのあるのが、現在の日本の状態でございます。

最後に、唐澤法務大臣、正力國務大臣にお尋ねをいたしたいであります。暴力事犯は最近量、質とも悪化の傾向にあることは御存じの通りでございます。この現実の上に立つて、冷静に警察制度を考えますとき、私どもが疑問と危惧を抱きますことは、警察活動の指揮監督の問題であります。検察官の場合には、もし権限乱用の危険があるようなときには、法務大臣は一般的指揮監督のほかに、具体的事件についてさえ

○國務大臣(岸信介君) 高橋君の御質問にお答えをいたします。

(拍手) 「國務大臣岸信介君登壇」

うのであります。兩大臣はどのような考え方であるか、暴力事犯取締りに關する御決意のほどを承わりたいのであります。

規定期間から見まして、一応あせん取締罪の被害法益は、憲法に源流する公務員の廉潔性と公務の公平性といふことにあるであろうと思われるのであります。が、政府の御意見をお伺いいたします。次に、國家公安委員長である正力國務大臣に、警察活動の指揮の問題についてお伺いいたします。

正力國務大臣はこの際第三者供給罪の立派な取締罪について将来的に將來に供給に関する規定を設けることを考慮したことだけ、いわゆる警察ファクションを防ぐための誤りなきを保障し得るものと考えられるかいかんか、検察庁法に定める法務大臣の指揮監督権のことを如何を必要とを考えられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

次に、單に國務大臣が國家公安委員長であるとか、人事権による間接的監督とか、警察官の教養と良識に待つといふことだけ、いわゆる警察ファクションを防ぐための誤りなきを保障し得るものと考えられるかいかんか、検察庁法に定める法務大臣の指揮監督権のことを如何を必要とを考えられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

最後に、唐澤法務大臣、正力國務大臣にお尋ねをいたしたいであります。暴力事犯は最近量、質とも悪化の傾向にあることは御存じの通りでございます。この現実の上に立つて、冷靜に警察制度を考えますとき、私どもが疑問と危惧を抱きますことは、警察活動の指揮監督の問題であります。検察官の場合には、もし権限乱用の危険があるようなときには、法務大臣は一般的指揮監督のほかに、具体的事件についてさえ

規定期間から見まして、一応あせん取締罪の被害法益は、憲法に源流する公務員の廉潔性と公務の公平性といふことにあるであろうと思われるのであります。が、政府の御意見をお伺いいたします。

規定期間から見まして、一応あせん取締罪の被害法益は、憲法に源流する公務員の廉潔性と公務の公平性といふことにあるであろうと思われるのであります。が、世界の警察の今日までの歴史、それが、世界の警察の今日までの歴史、その職務の性質、内容等から考えまし

て、單に國務大臣が國家公安委員長であるとか、人事権による間接的監督とか、警察官の教養と良識に待つといふことだけ、いわゆる警察ファクションを防ぐための誤りなきを保障し得るものと考えられるかいかんか、検察庁法に定める法務大臣の指揮監督権のことを如何を必要とを考えられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

規定期間から見まして、一応あせん取締罪の被害法益は、憲法に源流する公務員の廉潔性と公務の公平性といふことにあるであろうと思われるのであります。が、世界の警察の今日までの歴史、その職務の性質、内容等から考えまし

て、單に國務大臣が國家公安委員長であるとか、人事権による間接的監督とか、警察官の教養と良識に待つといふことだけ、いわゆる警察ファクションを防ぐための誤りなきを保障し得るものと考えられるかいかんか、検察庁法に定める法務大臣の指揮監督権のことを如何を必要とを考えられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

規定期間から見まして、一応あせん取締罪の被害法益は、憲法に源流する公務員の廉潔性と公務の公平性といふことにあるであろうと思われるのであります。が、世界の警察の今日までの歴史、その職務の性質、内容等から考えまし

て、單に國務大臣が國家公安委員長であるとか、人事権による間接的監督とか、警察官の教養と良識に待つといふことだけ、いわゆる警察ファクションを防ぐための誤りなきを保障し得るものと考えられるかいかんか、検察庁法に定める法務大臣の指揮監督権のことを如何を必要とを考えられないか、これらについて所信を承わりたいのであります。

しよう。しかし、政府が、こういう問題に關して、きれいか、明るい民主政治を作り上げるために、汚職と暴力をなくしようといふ強い意願の一つの現われとして、これを取り上げてもらいたいと思います。公務員の廉潔を維持するためには、その道義の高揚が必要であることは言うを待たません。また、國民全体における政治道義の高揚もその根底をなしてあります。さらにも、行政監察の強化であるとか、あるいは責任の明確化であるとか、信賞必罰をやらなければならないといふような点も、もちろん、私どもこれを遂行して参つておりますし、将来も遂行して参るつもりであります。また、青少年の特に保護育成につきましては、私がしばしばあらゆる機会に申し上げておる通り、これは将来の問題として非常に大事なことがあります。また、最近におけるいろいろな暴力事犯等を見ますと、特にこの点においては、われわれは意を用ひべきものである、かように考えております。いずれにいたしましても、法律だけでは効果が現われるものではないし、また、刑罰に依存してこういう問題ができるものでないことをもう待ちません。要は、今申ましたよがる総合的政策とともに、この法律案に現われておる真の精神を生かしていくことが必要であると思います。(拍手)

【國務大臣唐澤俊樹君】私に対するお尋ねの第一点は、今本院で継続審議中になつておられます社会党案との比較についてのことです。社会党案は、御承知のように、あつせんの内容につきましては如何に制限があるのか

ませんから、その处罚の範囲は非常に広いのですが、あつせんの取扱いの問題は古くから論議されており、この立法の必要を認めながら、なお今までこれが実現いたさなかつた理由の一つは、この法律は、一步運用を誤りましたれば、善意の公務員に非常な迷惑を及ぼす、民主主義の政治下におきましで、善意の公務員、ことに議員の政治活動が非常な制肘を受ける、一步誤まると、検察ファクションになるおそれがあるというこどから、從来、学者、専門家の間におきましても非常に論議があつたのでございまして、この立法をいたしましたいたしましても、何かこの規定に制限を付せなければいけないといふことが、多くの学者や専門家の意見であつたのでございました。昭和十五年に発表になっております改正刑法案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法学者や専門家、朝野の権威者が集まつて作つた法律でございますが、この法典案は、過去二十年間にわたり、

私に対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

私は対するお尋ねの第二は、検察官の職務は適正に行われなければならぬこと、ということです。これはまた、法典案のうちにこの条文があるのです。御承知の通り、この改正刑法案は、過去二十年間にわたり、法務省の上訴を法律をもつて制限するようになります。かくして、善意の公務員がその職務をもつて制限するようになります。(拍手)

昭和二十三年三月二十日 衆議院会議録第十八号 刑法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する田中幾三郎君の質疑

○国務大臣(正力松太郎君) お答えいだします。

私はに対する、まず警察官の活動、監督の点についてお答えいたしました。申し上げるまでもなく、警察官は公平でなくちやならぬ、正しくなくちやならぬということありますので、この意味におきまして、各府県に公安委員会という中立の機関を設けて十分に監督させています。そのほかに、なお、各府県には警察本部長を置き、また警視総監もおりますが、しかし、この点についてはなお私は考究する余地があると思います。そうして御期待に沿うようになしたいと思っております。

次に暴力の問題であります。暴力の取締りということは、国家の治安上、これほど重大なことはないと思想です。従つて、従来も警察庁としては努力してきましたが、なお今後一そら努力しまして御趣意に沿うようにいたいと思います。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中幾三郎君。

[田中幾三郎君登壇]

○田中幾三郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のことわざいた刑法の一都改正法律案、そのうちで、特にあつせん収賄罪に関する規定に關する規定について、若干の質問をいたさんとするものであります。

本法案は、ついに、ようやく、今日追放は岸内閣の三大スローガンの一つであつて、あつせん収賄罪を刑法中に加えるといふことはその措置として必要であり、岸内閣も、總理も、つとに

これを言明いたしておったにかかわらず、今国会もはや三ヶ月を経過いたしました今日、ようやくこの法案が提出されましたことは、私は岸内閣が果して汚職追放を真心からあるつもりであるかどうかということについて疑わざるを得ないのであります。(拍手) 昨日、法務大臣は、参議院におきまして、法制審議会の審議に手間がかかつたということを申しましたが、たゞいま法務大臣も申された通り、この法案はすでに大正五年に立案された古い法案であるのであります。今さらこれの審議に時日を要するといふことは、私ども理解得ざるところであります。聞くところによりますと、党内にはこの法案に対する非常に大きな反発があつて、党内と政府との間に調整を要するがために時日を要したといふことを聞いておるのであります。

(拍手)なるほど、この法案は、まことに国会議員を含む公務員にやいばを向ける法案であります。事によつてはみずから作った法律によつてみずから逮捕せられなければならぬかも知れない法案でありますので、この法案の審議について関係ある公務員諸君が非常に關心を持たれるのはもつともありますけれども、ただいま法務大臣の申ました通り、各般の行為を網羅すべきであつたけれども、さしあたつてこの法案を提出したと申されました。これでは、この法案に対しまして、世間は、さしあつせんしなければ何う罪となるのです。けれども、だいたい世間は、さしあつせんをもらつても、不正の行為をして、それが行はが不正なることを要すれば、處罰しないであります。すなはち、本法案によりますと、あつせんされる行為が不正なることを要する。そのあつせんをするといふ行為に不正であるという制限をつけておるのであります。たとえば、大臣や国会議員や官庁の役人が、他人から頼まれて、他の役人に認可や許可や物件の払下げや低利資金の借り入れをあつせんして謝礼をもらつても、不正の行為さえあつせんしなければ何う罪となるのであります。このことは、先ほども申しましたが、昭和十五年の刑法改正案において認められておるのであります。このことは、先ほども申しましたが、昭和十六年には貴族院において否決の運命を持つたのであります。公務員がその地位を利用しては、この欠陥を少しも救済しないで、むしろ構成要件をきつくしばつて、犯

いて、二、三質問をいたさんとするものであります。(拍手)

そもそも、公務員は国家全体の奉仕者であつて、その与えられた権限と地位は公的なものである、一身に属する私的の権利ではないのでありますから、その職務に関連する限り、公的の給

与以外には何人からも不当な金銭その他の利益の提供を受けたはならないの

あります。(拍手)この公的の地位、権限を私有化して利益と結びつくところから公務員の倫理が乱れるのであります。規律がゆるむのであります。腐敗が生ずるのであります。公務員が、自分の職務の権限外の行為であつて

も、その地位を利用して他の公務員の職務行為をあつせんするのであるならば、いわば間接的に他の職務に觸れたこととなるのであつて、これに關係して金銭その他利益を得るということを何らの合法性もない。公務員の公けいと信するのであります。(拍手)

あつせん収賄を刑罰の対象とする法的理念は、現行刑法が自己的職務に関してわいを收受することを公務員の公正と純潔を犯すものと解釈するのと同様に、公務員が自分の地位を利用してはいるを收受することを公務員の公正と純潔を犯すものと理解するから、外務大臣が口をきいても職務に関連する公務員に勧めかけて、金融機関に紹介して、復興金融公庫から融資をするについて有利に取り計らつたものではないのです。こういうふうに認定されれば、外務大臣が業者を特定の決定権がないから、それは職務権限外のことである。職務に関しておられます。また、外務大臣が業者を特定の決定権がないから、それは職務権限外のことである。職務に関しておられます。そこで外務大臣が説明されましたが、昭和二十九年の第十

九国会において、これとはとんど同趣旨の法案を提出いたしましたが、審議未了に終りました。さらに昭和三十二年第二十六回国会におきまして提案をいたしまして、目下繼續審議中であることは、御承知の通りであります。ただいま法務大臣が説明されました通り、我が社会党は、昭和二十九年の第十

九八

けれども、現行刑法の濫職罪のもとにおりては、この抜け穴を通つて、いざお氣の毒でありますけれども、昭電事件の判決に見ますと、外務大臣であり特別調達厅の長官である者が、進駐軍の資材の政府支払いに関することを

おいては、この抜け穴を通つて、いざお氣の毒でありますけれども、昭電事件の判決に見ますと、外務大臣である者が、進駐軍の資材の政府支払いに関することを

罪の成立を困難にいたしておるのであります。すなわち、こういうことが許されるならば汚職あつせんを公認することになるのであります。(拍手)われわれは断じてこの程度のあつせん收賄罪では汚職追放はできないと信するのであります。

法務大臣にお伺いをいたしましたが、この法案の抜け穴は幾つもあります。すなわち、一つは諸託の有無を要求しておりますから、請託を受けたのかどうかということによつて言いわけができるのであります。たゞしおみずから進んであつせんに乗り出したり、また人のやつておることに割り込んであります。(拍手)その立証をいかにいたしますか。

第二に、不正の行為をなさしめることが、認可や、許可や、払い下げや、そのまま相当の行為をしないことをあつせんした場合に限つておりますが、これを見のがすといふことよりましょくか。ここにも逃げ道があると信するのであります。

しかも、いま一つの抜け穴は、現行刑法におきましては、職務に関連してわいろを取つた、与えたといふ單純なわいろの事実行為を罰しておりませんが、本法によりますと、報酬として受け取らなければ、他日選舉の費用をもらうようなときとか、あるいはそのほかに

名をかりて、報酬ではないといつてのがれていくおそれがあるのであります。われわれのみならず、世間はこれとなるのであります。(拍手)われわれは断じてこの程度のあつせん收賄罪では汚職追放はできないと信するのであります。

法務大臣にお伺いをいたしましたが、この法案の本質についてであります。すなわち、何をやつしたことかが悪いのであるか、犯罪の対象についてであります。すなわち、何をやつしたことかが悪いのであるか、犯罪の対象についてであります。本法案によりますと、不正行為をなし、または相当の行為をなさないといふあつせんされた者の行為を対象とするのであります。あつせんされた者が不正行為をする、相当の行為を罰しておるのでありますか、されども、あつせんするといふ公務員のこの行為を罰しておるのでありますか、されども、あつせんするといふ公務員の公正と廉潔といふことを罰しておるのでありますか、されども、あつせんするといふ公務員の公正と廉潔を申されました。その後に、その公務員の公正のよろな行政行為あるいは金融を頼む等の業務行為をあつせんして利益をとりましょくか。この点を御答弁願いたいと存ずるのであります。

さらに、この法律一つをもつていたしましては、綱紀の貞正、政官界の净化のできないことはもちろんであります。先ほども第三者供賄罪の話が出ましたけれども、この点は、なるほど、供賄をして抜け道があったかといふことをむしろ証明することであると思う。この点は、私は、いかに第三者に人しかなかつたということであります。先ほども大正二年のシーメンス事件にありました。法務大臣はいかにお考えでありますか。(拍手)さらばに、先ほどもちよつと触れましたけれども、本犯罪の本質についてであります。すなわち、何をやつしたことかが悪いのであるか、犯罪の対象についてであります。すなわち、何をやつしたことかが悪いのであるか、犯罪の対象についてであります。本法案によりますと、不正行為をなし、または相当の行為をなさないといふあつせんされた者の行為を対象とするのであります。あつせんされた者が不正行為をする、相当の行為を罰しておるのでありますか、されども、あつせんするといふ公務員の公正と廉潔といふことを罰しておるのでありますか、されども、あつせんするといふ公務員の公正と廉潔を申されました。その後に、その公務員の公正のよろな行政行為あるいは金融を頼む等の業務行為をあつせんして利益をとりましょくか。この点を御答弁願いたいと存ずるのであります。

私は、さらに、この問題に關係いたしまして、あつせん收賄罪は公務員の職務行為に關係のある犯罪でありますから、ほとんどが政治的背景を舞台に行われる必然性を持つておるのであります。従いまして、その運用におきましてこれまで政治的に左右されるのではないであります。この犯罪を徹底的に糾明するためには、これに関連して検察権の確立を必要とすると存ずる。私がなぜこのことを申しますかと申しますと、それは、総理大臣に対しましてこれに任ずるの意思があるかどうか、しからずんば、法務大臣は政見をお伺いいたしたいと思つてあります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法案において存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

私は、さらに、暴力集団罪についてお伺いいたしたいと思いますが、本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。本法によりますと、暴力集団罪について存するのであります。

昭和三十三年三月二十日 衆議院会議録第十八号

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価
一部十五円
(但し運賃は二十円)
(配達料は一円)
免行所
東京都新宿区市谷本町一五
大藏省印刷局
電話九段(通三一三)一九九九
電報